

消防計画作成 (変更) 届出書

年 月 日	
仲多度南部消防組合消防本部消防長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 防火 管理者 防災 住 所 _____ 氏 名 _____ </div>	
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成 (変更) したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
防 火 対 象 物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	
防 火 対 象 物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防 火 対 象 物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

作成日： 年 月 日

(目的)

第1条 この計画は、消防法に基づき、_____の防火・防災管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他の災害による被害の軽減を目的とする。

(適用範囲及び一部委託)

第2条 管理権原者の権原が及ぶ範囲は、_____とする。

2 この計画は、当施設に勤務し、出入りする全ての者及び防火・防災管理業務の一部を受託する者に適用する。

3 防火・防災管理業務（消防用設備の法定点検を除く。）は、次のとおり外部の者に一部委託する。

受託者の氏名、住所、連絡先	受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法

(管理権原者及び防火・防災管理者の業務と権限)

第3条 管理権原者は、当施設の防火・防災管理業務について全ての責任を負い、管理的又は監督的な立場にある者の中から防火・防災管理者を選任し、防火・防災管理業務を行わせる。

2 防火・防災管理者は、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成、変更

(2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査及び地震による被害の軽減のための自主検査の実施と監督

(4) 防火対象物定期点検、防災管理点検、消防用設備法定点検等の点検の立会い

(5) 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策

(6) 収容人員の適正管理

(7) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理

(7) 従業員に対する防災教育

(8) 管理権原者に対する提案、報告

(9) 内装その他の防火上の構造、カーテン類、じゅうたん類について不燃性能、防災性能等が求められる部分の維持管理

(10) 地震対策

(11) その他防火・防災管理上必要な業務

3 防火・防災管理者は、当施設で工事が行われるときは、必要に応じて工事に立会い、工事人に対して次の事項を遵守させるとともに、工事により消防用設備の機能又は避難経路に影響を与える場合は代替措置を講じる。

(1) 溶接・溶断等火気を使用する場合は消火器等を準備する。

(2) 防火・防災管理者が指定した場所以外では喫煙、火気の使用等を行わない。

(3) 危険物を持ち込む場合は防火・防災管理者に報告する。

4 防火・防災管理者は、防火・防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求め、消防用設備の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火・防災管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与える。

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 消防機関へ報告、連絡、届出する事項は次のとおりとする。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）の届出及び消防計画作成（変更）の届出
- (2) 訓練実施の事前の通報及び事後の報告
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) 防火対象物定期点検結果報告（該当 非該当）
- (5) 防災管理点検結果報告書
- (6) 自衛消防組織設置（変更）届出書
- (7) 改修、増築、各種設備の変更等の事前連絡
- (8) その他防火・防災管理について必要な事項

(自主点検)

第5条 自主点検は次のとおり実施する。防火・防災管理者は定期的に点検の実施状況を確認し、点検結果を保存する。

(1) 日常の自主点検

別表1「自主点検チェック表（日常）」に基づき、各担当区域の担当者がそれぞれの担当区域において随時実施する。点検後は別表1に結果を記入し、月単位で防火・防災管理者に報告する。

区域	担当者氏名又は係名

(2) 消防用設備の自主点検

別表2「消防用設備自主点検チェック表」に基づき、各担当区域の担当者がそれぞれの担当区域においてする。実施時期は、____月と____月の年2回とする。点検後は別表2に結果を記入し、防火・防災管理者に報告する。

区域	担当者氏名又は係名

(消防用設備の法定点検)

第6条 消防用設備の法定点検は次のとおり実施する。

消防用設備の種類		点検者又は受託業者氏名・名称等
		() TEL : _____

2 点検期間は、____月と____月の年2回とし、____年に1回消防機関に報告する。

(遵守事項)

第7条 全従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廊下、階段、避難口等には避難上支障となる物品を置かない。
- (2) 喫煙管理や火気設備器具の取扱い等に十分注意する。
- (3) 消防用設備の周囲に物品を置き、又は装飾する等、その機能を阻害しない。
- (4) 放火を防止するため、死角となる廊下、階段、トイレ等に可燃物を置かないようにし、建物内外の整理整頓を行い、施錠管理を徹底する。
- (5) 自主点検の担当者は、誠実に点検を実施し、防火・防災管理者に報告する。
- (6) 従業員は消防訓練を行い、火災や地震その他の災害発生時にはこの計画に定める任務分担を目安に適切に行動する。
- (7) その他 ()

(自衛消防組織等)

第8条 自衛消防組織は、主に次の業務を行う。

- (1) 火災発生時における初期消火、通報連絡、避難誘導その他被害の軽減のための業務
- (2) 大規模地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出救護その他被害の軽減のための業務
- (3) 毒性物質、生物剤又は毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故の発生時における通報連絡及び避難誘導その他被害の軽減のための業務
- 2 自衛消防組織には、自衛消防業務講習を受講した者等、資格を有する者の中から統括管理者を置き、その下位に本部隊及び地区隊を置く。本部隊は、主に防災センター勤務員を中核として組織する。
- 3 自衛消防組織の任務分担、任務内容及び活動要領は、別表3のとおりとする。
- 4 活動要領については、分かりやすいようにマニュアルフローチャート等を作成し、従業員に周知する。

(防災教育)

第9条 防火・防災管理者は、次により防災教育を実施する。

対象者	実施時期	内容
全従業員	____月と____月	消防計画の周知徹底

新入社員	採用時	防火・防災管理上の遵守事項 自衛消防隊員としての任務内容 消防用設備の知識 その他防火・防災管理上必要な事項
------	-----	---

2 管理権原者は、自衛消防組織の本部隊の通報連絡班、避難誘導班、初期消火班、救出救護班それぞれの班長に対して、自衛消防業務講習（新規講習及び再講習をいう。）を受講させる。自衛消防業務講習の受講により統括管理者の資格を取得した統括管理者については、再講習を受講させる。

（訓練）

第10条 防火・防災管理者は、次により訓練を実施する。訓練は、火災想定訓練を合計年__回、地震等想定訓練を年__回実施する。なお、両者は同時に行う等により効率的に実施する。

訓練種別	実施時期	訓練内容
総合訓練	__月	実際の火災を想定して、消火、通報連絡、避難誘導の活動を連携して行い、自衛消防隊の行動を確認する。地震等を想定して避難訓練を行う。
部分訓練	__月	消火訓練（消火設備の取扱い方法）、通報連絡訓練（119番通報要領、火災発見時の連絡体制）、避難訓練（避難誘導要領、避難器具使用方法）を実施する。

2 防火・防災管理者は、訓練の結果を踏まえて消防計画の内容の検証及び見直しを行う。

（避難経路）

第11条 屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図は次のとおりとする。

（書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で作成して添付してください）

2 避難経路が複雑な場所には、避難経路図等を掲出する。

(地震対策)

第12条 防火・防災管理者は、収容物の転倒・移動・落下防止を行う。

2 防火・防災管理者は、地震その他の災害等に備えて、応急手当用品、救出作業資機材、食糧等の非常用物品を確保する。

3 ライフラインの途絶に対する対策は次のとおりとする。

(1) 停電時の対策として、携帯用照明器具、発電機等を確保する。

(2) ガスの供給停止時の対策として、プロパンガスボンベ、カセットコンロ等を確保する。

(3) 断水時の対策として、生活用水及びトイレ用具等を確保する。

(4) 通信不全の対策として、トランシーバー等を確保する。

別表1

自主点検チェック表（日常）

_____年_____月分

実施者_____

担当区域_____

（点検項目）

- ア 吸い殻の処理、火気設備器具の取扱いその他の火気管理が適切か。火気設備器具が異常でないか。
- イ 不要な電源が遮断されているか。
- ウ 倉庫等の施錠状態は適切か。
- エ 電気器具の配線劣化・故障等がないか。
- オ 避難口、通路、階段等の避難障害はないか。避難口の扉は内部から容易に開けられるか。
- カ 防火戸、防火シャッターの破損、閉鎖障害はないか。
- キ 屋内消火栓等の使用に支障がある物品の存置、装飾等はないか。
- ク 柱、壁、天井、はり、窓ガラス、階段等にひび割れ、腐食等はないか。
- ケ 収容物の転倒・移動・落下防止がされているか。
- コ 少量危険物貯蔵取扱所に標識類が適切に掲げられているか。危険物の漏れ、あふれ等はないか。
- サ 指定可燃物貯蔵取扱所に標識類が適切に掲げられているか。周囲に火気はないか。
- シ その他防火・防災上必要な事項（ _____ ）

日	結果	日	結果
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	
		31	

防火・防災管理 者 確 認	
---------------------	--

別表2

消防用設備自主点検チェック表

_____年_____月分

実施者_____

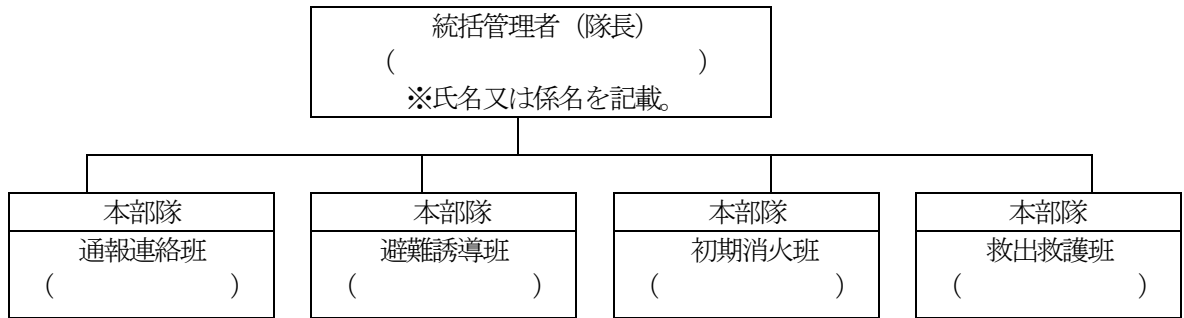
担当区域_____

実施設備	点検項目	点検結果
消 火 器	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害がないか。(例 物品の積み上げ等)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
非 常 ベ ル	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、脱落等がないか。	
放 送 設 備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
誘 導 灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消 防 用 水	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連 結 送 水 管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
備 考		
防火・防災 管理者確認		

別表3

自衛消防隊の任務分担及び任務内容

1 任務分担は、次のとおりとする。



地区隊	
地区	担当者氏名又は係名
1階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
2階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
3階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
4階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
5階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
6階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
7階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()

8階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
9階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
10階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()
11階 地区隊長 ()	通報連絡班 () () 避難誘導班 () () 初期消火班 () () 救出救護班 () ()

- 2 各班は、状況に応じて他の担当地区又は他の班を応援する。
- 3 本部隊については次のとおりとする。
 - (1) 災害時は、本部を防災センター等、全体の状況が良く把握でき、指揮命令が容易にできる場所に設置する。
 - (2) 本部隊は活動全体の指揮統制を行う者とその拠点とする。
 - (3) 本部隊には統括管理者を置く。統括管理者は統括的指揮・監督権をもち、主に本部隊を直接指揮することで全体を統制する。収集した情報を整理して自衛消防組織の統括的な活動方針を決定する。
 - (4) 本部隊は、地区隊に対して強力なリーダーシップをとり、地区隊と協力して現場員としても任務にあたる。
- 4 地区隊は主に担当区域を中心に初動措置を行う。
- 5 各地区で行動する者は、本部への報告を密に行う。
- 6 各任務内容及び活動要領は次のとおりとする。

担当	任務内容	活動要領
統括管理者 (隊長)	1. 自衛消防組織を統括指揮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に本部隊を直接指揮する。 ・自衛消防活動における一切の指揮権・監督権をもち、収集した情報を整理して自衛消防組織の統括的な活動方針を決定する。 ・地震その他の災害の場合は情報を収集して判断し、避難について決定する。 <p>(指揮要領の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階で自動火災報知設備が発報 「(本部隊通報連絡班に対して) 3階初期消火班に現場確認を指示 (放送) せよ。」 ・大規模地震が発生 「(本部隊通報連絡班に対して) 在館者は落下物に注意して、安全を確保するように、各階通報連絡班は建物被害と負傷者の確認を本部に報告するように指示 (放送) せよ。」 ・大規模地震が発生 「(本部隊通報連絡班に対して) 各階避難誘導班に、安全な場所に救護所と避難場所の設置を指示 (放

			送) せよ。]
本部隊	通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関への通報又は通報の確認 2. 施設内への情報又は指示命令の伝達 3. 地区隊等との連絡 4. 関係者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合、火災の連絡を受けたとき又は地震等の災害が発生した場合は、放送設備等を利用しながら地区隊に統括管理者の指示内容を周知するなど、自衛消防活動の指揮統制をするとともに、在館者に避難指示等をする。 ・火災の連絡を受けたときや負傷者がいる場合等は、既に通報が行われている場合を除き、119番通報する。火災通報装置がある場合は、積極的に利用する。 ・地区隊等から積極的に情報を収集し、統括管理者に報告する。 ・関係者へ電話連絡し、状況を伝える。 ・地震の場合はテレビ等も利用しながら情報の収集を行う。 <p>(放送例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震が発生 「(放送にて) ただいま地震が発生しました。在館者は落下物に注意して、安全を確保してください。各階地区隊の通報連絡班は、建物被害と負傷者の確認をして本部に報告してください。」 ・3階で自動火災報知設備が発報した 「(放送にて) 3階で自動火災報知設備が作動しました。現場を確認しておりますので、次の放送に注意してください。係員は現場を確認し、報告してください。」 ・火災の発生の連絡を受けた 「(放送にて) 3階店舗Cで火災が発生しました。在館者は、係員の指示に従って避難してください。各階の避難誘導班は、屋外の安全な場所へ避難誘導してください。」 ・大地震後、3階通報連絡班から3階店舗Bで負傷者が発生したとの連絡を受けた 「(放送にて) 3階店舗Bで負傷者が発生しました。3階救出救護班は、至急救護に向かってください。」 <p>(統括管理者への報告要領の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階初期消火班から初期消火失敗の報告を受けた 「(統括管理者に対して) 報告。3階初期消火班より、消火に失敗しました。」 <p>(119番通報の例)</p> <p>「火事です。こちらは〇〇町〇〇、ホテル〇〇です。3階で火災が発生しました。現在避難誘導中です。私は自衛消防隊の〇〇といます。電話番号は123-0119です。」</p>
	避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出火階・上層階に直行し、地区隊が行う避難誘導への指揮指導 2. 地区隊と共に避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を要する場合は出火階やその上階等、優先的に避難を要する場所に直行し、地区隊避難誘導班に対して指揮・指示をしつつ、ともに避難誘導にあたる。 ・その他、地区隊避難誘導班の活動要領に準じる。

	初期消火班	<p>1. 出火階に直行し、地区隊が行う消火活動への指揮指導</p> <p>2. 地区隊と共に消火活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合、出火階に直行し、地区隊初期消火班に対して指揮・指示をしつつ、ともに消火作業にあたる。 ・その他、地区隊初期消火班の活動要領に準じる。
	救出救護班	<p>1. 現場に直行し、地区隊が行う救出救護活動への指揮指導</p> <p>2. 地区隊と共に救出救護活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者発生の放送等があった場合、現場に直行し、地区隊救出救護班に対して指揮・指示をしつつ、ともに救出救護作業にあたる。 ・その他、地区隊救出救護班の活動要領に準じる。
地区隊	通報連絡班	<p>1. 状況確認</p> <p>2. 事務室（防災センター）への情報提供及び隣接各室への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合又は地震等の災害が発生した場合は、現場に急行し、火災の発生又は被害状況等を確認し、事務所（防災センター）へ状況を連絡する（状況により、自ら119番通報する）。 ・火災通報装置がある場合は、積極的に利用する。 <p>（本部への連絡要領の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震が発生 「(担当地区を確認後、本部に対して) 3階通報連絡班です。店舗Bの天井が崩落しました。天井の下敷きになった者が1名います。現在のところ火災の発生はありません。」
	避難誘導班	<p>1. 在館者を安全に避難誘導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合又は地震等の災害が発生した場合は、現場に急行し、現場を確認する。 ・避難経路図に基づいて、安全な経路で避難誘導する。煙や炎から遠い経路を選択する。 ・必要に応じて拡声器、放送設備、避難器具を使用する。 ・避難方向が分かりにくいときは、曲がり角に誘導員が立って誘導する。 ・出火階やその上階にいる者は優先的に避難させる。低層階で出火した場合は地階にいる者も優先的に避難させる。 ・逃げ遅れた者の確認を行う。 ・地震時は混乱防止に努め、原則として自衛消防隊長から避難命令があるまでは焦って避難させず、照明器具の落下等に注意しながら安全な場所で待機させる。 <p>（本部への連絡要領の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震が発生 「(本部に対して) 3階避難誘導班です。3階非常用エレベーターの附室を一次救護所と避難所に設定しました。」 ・火災後の避難 「(本部に対して) 3階避難誘導班です。避難の途中に3階店舗Aで負傷者が1名発生。救出救護班を向かわせて下さい。」
	初期	<p>1. 初期消火をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の鳴動等があった場合は現場に急行し、近くの消火器、屋内消火栓等で消火する。

	消 火 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火室のドアを開ける際はなるべく身を低くして煙に注意し、炎の吹き返しや火傷等に十分注意する。 ・ 消火活動後は、出火室のドアを閉める。 <p>(本部への連絡要領の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3階で自動火災報知設備が作動 <p>「(現場確認後、本部に対して) 3階初期消火班です。3階店舗Cで火災発生。」</p>
	救 出 救 護 班	1. 負傷者の救出救護をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震により閉じ込められている等、救出が必要な者の救出を行う。 ・ 救出にあたっては、破壊器具等を有効に利用する。 ・ 負傷者の応急救護等の人命安全に係る措置にあたる。 <p>(本部への連絡要領の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震により1名が天井の下敷きになった <p>「(本部に対して) 3階救出救護班です。下敷きになった者1名は現在救出中です。・・・下敷きになった者1名を避難階に搬送します。・・・救出・搬送済みです。」</p>